

3 障害給付金

加入者又は加入者であった者が持分を有する者が、国民年金法第30条第2項に規定する障害等級（1級及び2級）に該当する程度の障害の状態に至ったとき、70歳に達する日の前日までに支給請求できる（法第37条令第19条）。

加入者となる前に発した傷病についても支給対象となることに留意する。障害が治癒しても支給停止されない。故意に起こした障害でも支給される。支給を受けながら、勤務できる状態であれば、企業型あるいは個人型の加入者となることも可能である。

①支給要件

支給裁定はRK等が行うが、

- (イ) 障害基礎年金の受給者
- (ロ) 身体障害者手帳の交付（1級から3級）
- (ハ) 療育手帳の交付（重度に限る）
- (ニ) 精神保健福祉手帳（1級、2級）の交付で確認

これらの公的機関が交付した手帳等を所有していることで確認する。

②支給方法

年金支給が原則、規約で定めることにより一時金支給が可能となる選択一時金制である。

- ・年金支給（令第5条第1号、則第4条第1項第2号）

イ 年金年額

給付の算定方法を5年以上ごとに受給権者の申し出により変更できること

年金年額は支給請求月の前月末日の持分額の20分の1以上2分の1以下であること
（この範囲内であれば毎年受け取る額は一定でなくても可）

ロ 支給期間

5年以上20年以下。

ただし、60歳未満で受給権を取得した場合、最長期間は60歳に達する期間+20年となること。

持分額が過少になったことにより、支給予定期間にわたって受け取ることが困難となった場合、給付額の変更が何回でも可能であること。

注 意

基本的に老齢給付金の年金支給と条件は同じであるが、異なる点は以下の3点である。

- ・給付額の算定方法について5年以上ごとに変更できること
- ・支給予定期間が60歳で受給権を取得した場合、60歳までの期間+20年が最長となること
- ・持分額が過少になった場合の給付額算定方法の変更の回数に制限がないこと

- ・一時金支給（令第5条第1項、則第4条第2項第2号）老齢給付と同じ。

4 死亡一時金

加入者または加入者であった者が死亡したとき、その者の遺族がレコードキーパーに裁定請求を行う（法第40条）。

死亡一時金を受給する遺族の範囲と順位（優先順位は番号順、同番号では並んでいる順）
（法第41条第1項2項）

- ①配偶者（内縁関係にある者を含む）
- ②子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって主として死亡者の収入により生計を維持していた者
- ③「②」以外の者で主として死亡者の収入によって生計を維持していた親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）
- ④子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、「②」に該当しない者

なお、死亡した者が受取人を指定していてレコードキーパー等に対して表示していた場合は、当該者が受取人となる。また、受取人に同順位者が複数いる場合はその人数で等分する（法第41条第3項）

注 意

- ・民法において相続人となれるのは、配偶者（内縁関係を除く）、被相続人の子、直系尊属、兄弟姉妹。
- ・死亡一時金を受け取る権利がある者との違いは、
 - ① 民法では配偶者に内縁関係を含んでいないこと
 - ② 直系尊属で曾祖父が含まれること
 - ③ 子以外の直系卑属が含まれないこと
 - ④ 配偶者がいる場合、同時に被相続人の子、直系尊属、兄弟姉妹がいる場合には、その順位に従って配偶者と同順位の相続人となれること
- ・留意事項は、名称のとおり支給方法は一時金のみであること
- ・遺族の範囲と順位が重要であり、民法の法定相続人の範囲と順位との違いを確認しておくこと。